

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会が立地する佐伯市番匠（山間）地域において、5mを超える浸水が予想されているほか、番匠川流域の弥生地区を中心に「氾濫流」による家屋倒壊が想定されている地域も広く分布している。

(土砂災害：ハザードマップ)

当番匠地域は、傾山を筆頭に市域中心部から北西に尺間山、西に椿山と佩楯山、南西に傾山等の急峻な山々が屈曲しながら広い地域で連っており、豊かな森林資源と複雑な地形を有している。当市のハザードマップによると、山に隣接する地域は地滑りや土石流の恐れを指摘されている。

(地震：J-SHIS、佐伯市地域防災計画)

「南海トラフ地震」について、国の地震調査研究推進本部では、今後30年間での発生確率は80%であるとされている。

(その他)

市内の番匠川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、平成29年の台風18号において弥生・本匠地区を中心に大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により、当佐伯市番匠地域では工場・事務所内が浸水し機械設備が使用不能となったケースや車両が流出するなど41事業者が被災し、被災総額は1億円を超えた。また、復旧までに約2か月かかった事業者もあった。

当市の年間平均気温は16度前後と比較的温暖な気候で、夏に降雨量が多く冬でも積雪はほとんどない。ただ、近年は夏の猛暑日が増え大型台風が接近することも多く、佐伯市防災危機管理課から警戒レベル3や4の情報が発令されることがしばしば発生している状況にある。



出典：九州地方整備局

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況 (令和3年経済センサス)

- ・商工業者等数 407人
- ・小規模事業者数 365人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商 工 業 者	建設業	72	69	管内に広く分散している
	製造業	60	53	管内に広く分散している
	卸小売業	98	82	国道10号線沿いに多い
	飲食宿泊業	26	23	国道10号線沿いに多い
	サービス業	45	43	管内に広く分散している
	その他	106	95	宇目・直川地域に多い(林業関係事業者含)
合計		407	365	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
  - 佐伯市津波防災地域づくり推進計画策定 [H30.3]
  - 佐伯市地域防災計画(地震・津波対策編、風水害・事故災害対策編)策定 [R7.3改訂予定]
  - 佐伯市災害時受援計画策定 [H31.3]
  - 佐伯市水防計画策定 [H27年度版]
  - 佐伯市津波避難計画策定 [H25.3]
  - 佐伯市業務継続計画策定 [R7.3更新予定]
  - 南海トラフ地震臨時情報対応方針 [R7.3更新予定]
- ・防災備品の備蓄
  - 佐伯市備蓄計画策定 [R2.10改訂]
- ・防災訓練の実施
  - 地域避難訓練の実施 [毎年開催]
  - Jアラートの伝達訓練の実施 [毎年開催]
- ・佐伯市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定 [R2.6改訂]

2) 本会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの周知及び開催
- ・大分県火災共済協同組合、共栄火災海上保険株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携した損害保険への加入推進
- ・事業者への「防災行政ラジオ」設置の普及推進

3) 本会与当市による取組

- ・令和2年2月に「災害時における協力支援に関する協定」を締結。
  - 災害時における被災状況の情報共有と、市の要請に応じて食料品や日用品、車両などを市へ優先的に提供すること及び敷地や施設を一時避難所や駐車場として開放し、市民生活の安定の

ため協力支援を行うことを目的に協定を締結した。

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、本会と佐伯市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

## ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）✓
- (2) 事業継続力強化支援事業の内容  
本会与当市の役割分担、体制を整理し連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

令和2年2月に締結した「災害時における協力支援に関する協定」や令和6年に改正した「危機管理要領」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・会報や市報、ホームページ等を活用し、行政の支援策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等について周知等を行う。
- ・事業継続力強化のための取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・前記について関心のある小規模事業者に対して、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明し理解させる。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について専門家を招き指導及び助言を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・本会は、令和2年事業継続計画を作成 更新 [R6.12] (別添)。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・関係機関が作成した事業継続力強化のための普及啓発ポスター等を掲示するほか、関係機関が開催するセミナー等についても小規模事業者へ周知し積極的な参加を促す。
- ・大分県火災共済協同組合と連携するほか、あいおいニッセイ同和損保(株)の代理店にも協力を求め、会員事業者以外も対象とした事業継続力強化普及啓発セミナーの開催や損害保険について情報提供を行うとともに、災害リスクを軽減するために損害保険の加入や見直しを勧める。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・小規模事業者が策定した防災・減災の事前対策に関する計画について、事業継続力強化計画の認定に向けた支援を関係団体及び協力先保険会社と連携して行う。

#### 4) 小規模事業者の事業継続計画策定支援

小規模事業者に、「形だけ」の計画策定にとらわれるのではなく、実効性のある防災・減災対策を促すため、「何のたぐいに対策を行うのか」を理解させ、それぞれの事業内容を踏まえた次の項目について対策を準備させるため事業計画策定を支援する。

- ① 目的（対策に取り組む目的や基本方針を定め、社内で共有）
  - ア 従業員・家族の安全確保
  - イ 顧客への供給責任
  - ウ 従業員の雇用維持
- ② リスク認識・被害想定（ハザードマップの活用等により、自社・取引先等の影響を把握）
  - ア リスク認識（地震・津波、風水害、火災等）
  - イ 被害想定（地震・水害等発生時の被害）
- ③ 推進体制構築（責任者を設置するとともに、全社的な社内体制を構築）
  - ア 経営トップのコミットメント（責任介入）
  - イ 責任者の明確化
  - ウ 災害時の社内体制の構築
- ④ 事前対策
  - ア 初動対応 避難方法・安否確認等の手順作成
  - イ 人員確保 代替要員確保
  - ウ 設備等対策 耐震化や床固定、浸水対策等
  - エ 情報保全 データバックアップ
  - オ リスクファイナンス 損害保険等により必要費用を確保
  - カ 協力体制 他社等との代替生産に係る事前取り決め
- ⑤ 実効性確保
  - ア 定期的な社員教育・研修、訓練実施
  - イ 定期的な計画見直しや予算策定 等

#### 5) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

本会職員による巡回時に、小規模事業者の事業者BCP等取組状況の進捗について確認するとともに、計画どおりに準備が進んでいない場合は早期の実施を促す。また、損害保険等の見直しが必要な場合は、協力先損害保険会社を紹介し支援する。

- ・経営力強化支援事業推進協議会の設置による本事業の進捗管理と見直しの推進（年1回）

本会が行う「経営発達支援事業」と「事業継続力強化支援事業」を効果的かつ実効性のあるものとして展開していくため、経営力強化支援事業推進協議会（以下「協議会」という。構成員：本会、佐伯市、大分県南部振興局、大分県商工会連合会及び外部有識者）を設置する。

ア 上記協議会を1年に1回開催し、本協議会の活動内容並びに改善点等の検討を行い事業の目標達成を目指す。

イ 協議会での検討結果については、理事会に報告し事業実施方針等に反映させるものとする。

＜経営力強化支援事業推進協議会名簿＞

(1) 外部有識者	大学の教授・準教授等	1～2人 以内
	公認会計士、税理士、中小企業診断士	
	本会会長が必要と認める外部有識者	
(2) 佐伯市職員	佐伯市商工振興課の職員	1～2人 以内
	上記以外の佐伯市の職員	
(3) 法定経営指導員	本会法定経営指導員	1人
(4) 大分県職員	大分県南部振興局の職員	2人以内
	上記以外の大分県の職員	
(5) 関係団体の役職員	大分県商工会連合会の職員	2人以内
	他の連携先支援機関の職員	

6) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡し情報共有を行う。

1) 被害状況の把握

地区内小規模事業者等の大まかな被害状況（会員等の建物、商品及び機械等被害や道路状況、職員の安否等）の把握を行い、商工会災害システム（全国連版）を活用し、佐伯市、県、大分県商工会連合会及び本会本所支所間等の情報共有を図る。

2) 応急対策の実施可否の確認

- ・本会危機管理要領、表1（危機レベル表）に定める「危機レベルA」に該当するときは、発災後3時間以内にSNS等を活用し職員の安否や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認し本会と佐伯市で情報共有する。
- ・商工会災害システム（全国連版）の情報により、本会危機管理要領、「表1 危機レベル表」に応じて、応急対策の実施可否について検討、確認を行い本会と佐伯市で情報共有する。

危機管理要領（表1\_危機レベル表）＜抜粋＞

危機レベル	危機の状況（目安）
危機レベルA （緊急態勢）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会事務所及びその周辺で震度5強以上の地震が発生したとき</li> <li>・佐伯市防災危機管理課が警戒レベル5の防災情報を発令したとき</li> <li>・大規模な自然災害、事故、事件、テロ等が発生した場合において、本部長が「危機レベルA・緊急態勢」を指示したとき</li> </ul>

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、佐伯市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

3) 応急対策の方針決定

- ・上記「危機レベルA」の状況が発生した場合において、職員自身の目視等で命の危険を感じる場合は、出勤をしないものとする。まず、職員自身の安全確保を最優先し、通勤経路等の安全確認を行い、警報が解除された後に出勤する。
- ・地区内小規模事業者等の大まかな被害状況を確認するため、支所ごとに役員、青年部・女性部による情報収集を行い1～2日以内に佐伯市へ報告するとともに、商工会災害システム（全国連版）を活用し、情報共有する。
- ・被害規模が甚大な場合は、隣接する商工会等の商工団体にも職員の派遣を求め大まかな被害状況調査(様式：別紙1)を実施し、1～2日以内に佐伯市へ報告し情報共有する。
- ・本会と佐伯市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・本会と佐伯市が共有した被害情報を、本会から大分県商工会連合会を経由し大分県へ報告する。その他緊急な連絡については、佐伯市から直接大分県へ報告する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

- ・本計画により、本会と佐伯市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回程度共有する
1週間～1か月	1日に1回程度共有する
1か月以降	3日に1回程度共有する
3か月以降	1週間に1回程度共有する

- ・佐伯市で取りまとめた「佐伯市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

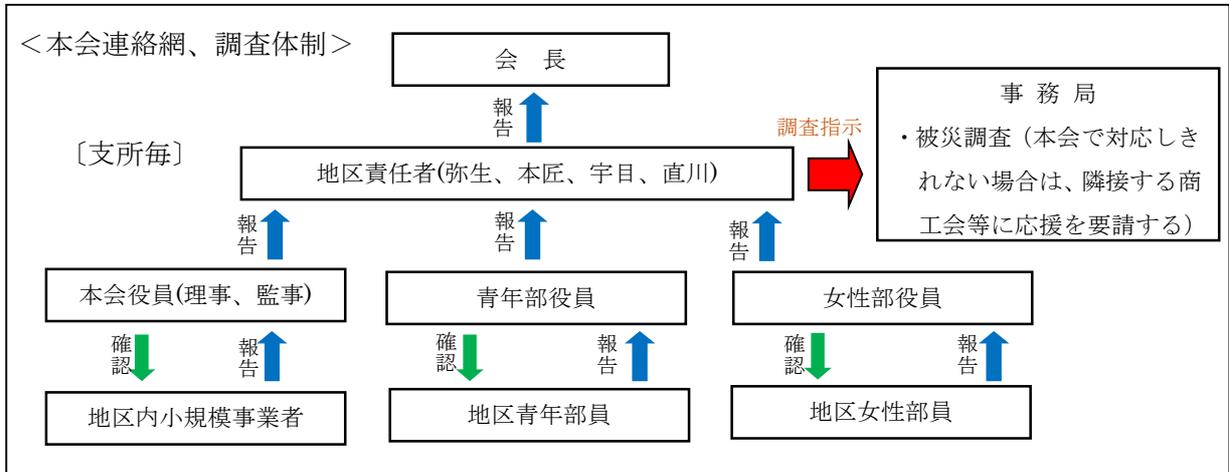
(別紙\_1) 被害状況報告様式

(団体名)

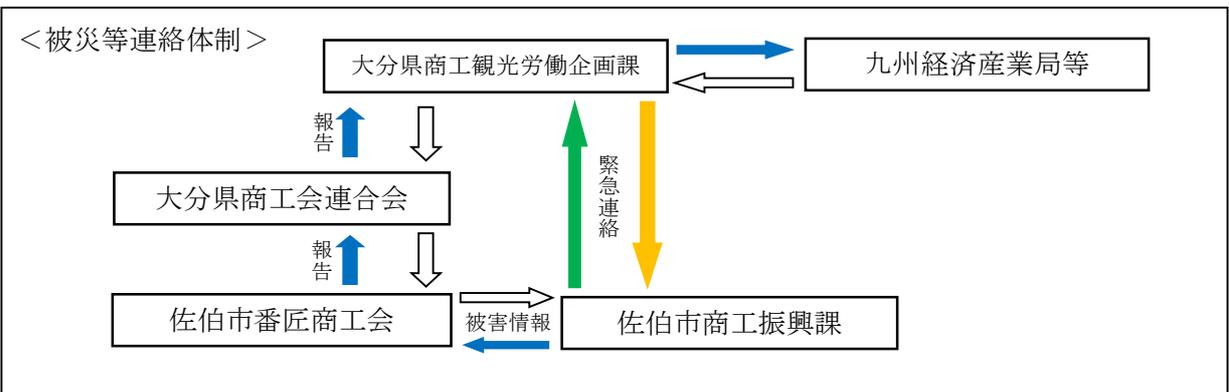
市町村	事業所名	住所	被害状況	現 状		被害額 (単位:万円)
				営業状況	復旧の目途・状況など	

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制及び調査体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うため次の連絡網を構築する。



- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについては、佐伯市災害対策本部の指示に従いながら、本会と佐伯市商工振興課が協議のうえ決定する。
- ・ 本会と佐伯市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、別紙\_2のとおりとする。
- ・ 本会と佐伯市が共有した被害情報を、本会から大分県商工会連合会を経由し大分県へ報告する。その他緊急な連絡については、佐伯市から直接大分県へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や大分県等からの情報や方針に基づき、本会と佐伯市が共有した情報を大分県の指定する方法にて本会又は佐伯市より大分県へ報告する。



(別紙\_2 被災額調査票)

(別紙\_2) **被災額調査票**

事業所名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

1 建物等の被害状況

建物等の工事単価(1㎡/円)／建物の種類		工場・事務所・店舗・住宅		工場・事務所・店舗・住宅						
区分	建物延面積(㎡)	該当		該当						
建物の構造	木造		170,000		170,000					
	鉄骨鉄筋コンクリート造		254,000		254,000					
	鉄筋コンクリート造		245,000		245,000					
	鉄骨造		234,000		234,000					
被害状況(損壊)	全壊・倒壊・半壊・倒壊(補修を加えても使用できない)		100%		100%					
	倒壊に準ずる(被害額が時価の50%以上か、損失部分の床面積が70%以上)		100%		100%					
	半壊		50%		50%					
	一部破損		5%		5%					
被害状況(該当するものを選択)	被害状況 / 構造 / %		該当	海水・土砂害	該当	浸水のみ	該当	海水・土砂害	該当	浸水のみ
	床上 1.5m以上	半屋		80%		65%		80%		65%
		2階建以上		55%		40%		55%		40%
	床上 1m以上1.5m未満	半屋		75%		60%		75%		60%
		2階建以上		50%		35%		50%		35%
	床上 50cm以上1m未満	半屋		60%		45%		60%		45%
		2階建以上		45%		30%		45%		30%
	床上 50cm未満	半屋		40%		25%		40%		25%
		2階建以上		35%		20%		35%		20%
	床下			15%		0%		15%		0%
建物被害額の計算 面積×構造×被害割合										

※工事単価、損壊および浸水の被害割合は、国税庁の基準による。(該当欄に○印を)

2 機械・車両等の被害状況 (計算方法は帳簿価格からの算定方式と被害時価額の2種から選択)

No	機械又は車両の名称				
①	取得価額				
②	耐用年数				
③	償却率				
④	経過年数				
⑤	被災直前の時価相当額 (①-③)×④×②×④				
⑥	被害割合(%)				
⑦	被害額 ⑤×⑥				
⑧	又は、被害(時価)額				

※経過年数は、月数を6除7入する。

3 棚卸商品等の被害状況 (商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、仕掛品、作業くずなど)

棚卸商品等	
-------	--

4 被害額合計(1+2+3)

--	--

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設・運営方法について、佐伯市と協議する(本会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。相談窓口の開設にあたって、対応可能な職員数が不足する場合は、大分県商工会連合会、隣接する商工会(佐伯市あまべ、野津町、豊後大野市の各商工会)及び佐伯商工会議所、大分県に職員の派遣を要請する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国、大分県及び佐伯市の施策)について、地区内小規模事業者へDMや本会のホームページに掲載し周知する。また、被害が確認できている事業者には、職員等が直接訪問し施策概要を説明する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

## < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

大分県の方針に沿って、理事会で復旧・復興支援の方針を決定し被災小規模事業者に対し次の支援を行う。

### ① 相談窓口の開設

ア 小規模事業者の経営に関する相談窓口を開設する

- ・ 給与支払い、仕入資金、借入金の返済等についての相談
- ・ 店舗・工場、機械・備品等の復旧にかかる相談
- ・ 共済金・保険金の請求に関する相談(本会の紹介による共済金等契約のみ)
- ・ ボランティア派遣要請の相談

イ 全国各商工会からのボランティア受入(大分県商工会連合会と協力し対応する)

- ・ 全国各地の商工会青年部・女性部等からのボランティア受入の受付業務
- ・ 被災事業者へのボランティア派遣先調整業務

ウ 被害規模が大きく、本会及び協力先(大分県商工会連合会、隣接する商工会及び佐伯商工会議所)職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大分県等に要請する。

### ② 金融相談窓口の開設

ア 小規模事業者が復旧・復興に向けて資金調達が必要な場合は、日本政策金融公庫へ要請し金融相談窓口を開設する。一日も早い復旧・復興を支援するため、即断できる体制を日本政策金融公庫へ要望し資金調達を支援する。また、日本政策金融公庫のみでは資金調達が難しい場合は、メイン銀行を含め市内金融機関に支援を要請する。

### ③ 小規模事業者の復旧・復興に向けた事業計画策定支援

ア 国、大分県及び佐伯市が被災地域の小規模事業者を対象とする補助事業を創設した場合において、小規模事業者から事業計画策定について助言を求められたときは、経営指導員等は助言を行い小規模事業者の復旧・復興の支援を行う。この補助事業の申請を検討する被災事業者数が多く本会職員では対応しきれない場合は、隣接する商工会等に応援を要請する。

### ※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

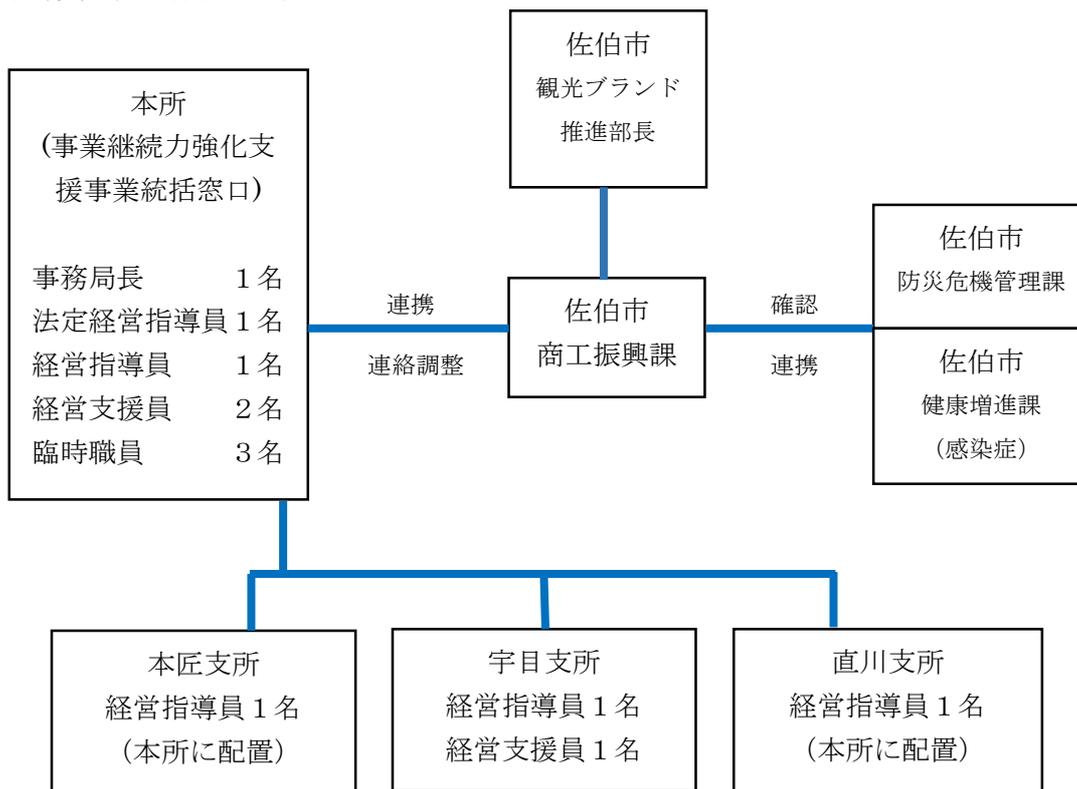
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年6月現在) ✓

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

■氏名： 和田 出

■連絡先： 佐伯市番匠商工会 TEL 0972-46-0402

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)

法定経営指導員は、以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

〒876-0112

大分県佐伯市弥生大字上小倉656番地1

佐伯市弥生振興局 2階

佐伯市番匠商工会 経営指導課

TEL:0972-46-0402 / FAX:0972-46-0403

E-mail:info@banjo.oita-shokokai.or.jp

②関係市町村

〒876-8585

大分県佐伯市中村南町1番1号

佐伯市観光ブランド推進部 商工振興課

TEL:0972-22-3943 / FAX:0972-22-0025

E-mail:syoukouka@city.saiki.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	40	40	40	40	40
・ 協議会運営費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	100	100	80	80	80
・ パンプ、チラシ作製費	40	40	40	40	40
・ 防災、感染症対策費	0	0	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費、国補助金、県補助金、市補助金、手数料収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等